

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

令和2年 2月 13日 (木)

開会 13時30分

閉会 14時16分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員  
原田佳子委員

## 4 出席職員

教育長 廣田恵子 (再掲)

副教育長 宮路正弘、次長 (教職員担当) 梅村和弘

次長 (学校教育担当) 長谷川敦子、次長 (育成支援・社会教育担当) 森下宏也

次長 (研修担当) 吉村元宏

教育総務課 課長 梶屋眞

教育財務課 課長 奥田文彦

教職員課 課長 早川巖、課長補佐兼班長 福井崇司、班長 山北正也、

班長 奥山充人、主幹 水谷匡利、主幹 湯浅秀紀、主査 田中誠

## 5 議案件名及び採択の結果

議案第69号 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

審議結果

原案可決

議案第70号 職員の懲戒処分について

原案可決

議案第71号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案

原案可決

## 6 審議の概要

### ・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中、5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（2月3日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

大森委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、公開の議案第69号を審議し、非公開の議案第70号、71号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

**議案第69号 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）**

（奥田教育財務課長説明）

議案第69号 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和2年2月13日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。1ページ2ページは、本条例施行規則の一部を改正する規則案の新旧対照表です。

次に、3ページをご覧ください。本条例施行規則の一部を改正する規則案要綱について説明を申し上げます。本題に入ります前に、裏面の4ページをご覧ください。参考の経緯ということで、少し説明させていただきます。まず、1として、個人番号を利用できる事務につきましては、個人番号法で法定事務として定められており、授業料に充当するための就学支援金に関する事務が含まれておりまして、個人番号を利用して所得要件を把握することとしております。

2として、学び直し支援金、奨学給付金につきましては、就学支援金と同様に所得要件を満たす必要があることから、保護者の利便性向上等を考慮し、両事務にも個人番号制度を導入します。

3として、上記学び直し支援金・奨学給付金については、個人番号法で定められておらず、個人番号を利用する場合には、独自利用事務として規定するための条例および規則の改正が必要となります。

4として、独自利用事務として個人番号の利用を開始するにあたっては、国の個人情報保護委員会に届出を行う必要があり、令和2年3月に事務を開始するために、令和元年9月5日の本教育委員会定例会で可決の上、県議会において、令和元年10月18日に条例の議決を得ているところです。

5として、条例において具体的な事務内容については、規則で定めることとなっていることから、今般、規則改正を行うものです。

3ページにお戻りください。「1 改正理由」です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備する。

「2 改正内容」行政手続における個人番号の利用等について、県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務及び県立高校生等奨学給付金の支給に関する事務の内容を定める。

(1) 県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務 ア 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。イ 収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。

(2) 県立高校生等奨学給付金の支給に関する事務 県立高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務です。

「3 施行期日」については、令和2年4月からの新入生に係る保護者等の個人番号を取得する必要があることから施行期日については、条例と同じく3月1日としています。

#### 【質疑】

教育長

議案第69号については、いかがでしょうか。

#### 【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

#### ・審議事項

#### 議案第70号 職員の懲戒処分について (非公開)

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第71号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案（非公開）

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。